

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果をここに公表する。

平成29年12月14日

長野県後期高齢者医療広域連合監査委員

出 浦 克 彦

上 條 俊 道

平成29年度 定期監査の結果に関する報告

1 監査の実施方針

平成29年度定期監査実施計画に基づき、広域連合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性及び正確性等の観点から監査を実施した。

2 監査の対象期間

平成29年度上半期分(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

3 監査の実施日及び場所

(1) 実施日 平成29年11月29日(水)

(2) 場 所 NOSAI 長野会館2階会議室

4 監査の実施方法

提出された監査調書と帳票類に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

(監査を実施した主な項目)

- ・ 各課の課題、目標
- ・ 主要事業(電算処理システム運用管理業務、被保険者証等作成業務、保険給付業務、長寿健康増進事業、健康診査事業、歯科健診事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業、低栄養・重症化予防事業)
- ・ 収入関係(執行状況)
- ・ 支出関係(執行状況)
- ・ 財産関係(備品管理)
- ・ 契約関係(契約方法)

5 監査の結果

監査を実施した結果、法令等を遵守し、概ね適正かつ効率的に執行されており、指摘事項及び指導事項に該当すべきものは見受けられなかった。

なお、広域連合のホームページ運用については、被保険者の利便性向上とともに、幅広い世代に対し制度理解を深めてもらうため、掲載方法等の改善を検討すること。

今後も、事務事業の遂行が、所期の目的を達成し、効果を発揮しているかなど、その有効性を念頭に置いて、引き続き、適正な予算執行をお願いしたい。